

第22回国際協力銀行債券原簿

債券の名称	第22回国際協力銀行債券
債券の総額	金200億円
各債券の金額	1000万円及び1億円の2種とする。
債券の形式	無記名式利札付に限るものとし、記名式に変更はしない。又、その分割又は併合はしない。
債券の利率	年1.89パーセント
債券の枚数及び番号	1億円券(H) 200枚 自第1号 至第200号
債券発行の年月日	平成18年3月14日
債券償還の方法及び期限	(1) 本債券の元金は、平成33年3月22日にその総額を償還する。 (2) 儿還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。 (3) 本債券の買入消却は、発行日の翌日以降いつでもこれを行なうことができる。 (4) 本債券の利息は、発行日の翌日から償還期日までこれを付け、平成18年9月20日を第1回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年3月及び9月の各20日にその日までの前半箇年分を支払う。ただし、平成32年9月20日の翌日から償還期日までの利息は、一括して償還期日に支払う。 (5) 発行日の翌日から平成18年3月20日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半箇年に満たない利息を支払うときは、半箇年の日割をもってこれを計算する。 (6) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。 (7) 儿還期日後は利息をつけない。
利息支払の方法及び期限	株式会社三井住友銀行本店、東京営業部、大阪本店営業部、神戸営業部並びに札幌、仙台、千葉、大宮、横浜、新潟、長野、静岡、名古屋、京都、岡山、広島、高松、北九州、福岡及び鹿児島の各支店、三菱UFJ証券株式会社本店、メリルリンチ日本証券株式会社本店
元利金支払場所	本債券の債権者は、国際協力銀行法の規定により、国際協力銀行の財産について、他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
担保	本債券の債権者は、国際協力銀行法の規定により、国際協力銀行の財産について、他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
各債券につき払い込んだ金額及び払込年月日	平成18年3月14日全額払込済
募集の受託会社	株式会社三井住友銀行
登録機関の表示	募集の受託会社は、本債券の債権者のために本債券に基づく支払の弁済を受け、又は本債券の債権者の債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限及び義務を有する。 株式会社三井住友銀行

平成18年3月14日

東京都千代田区大手町一丁目4番1号

国際協力銀行

総裁 篠沢 恭助